博士の学位を申請する皆様へ

博士学位論文インターネット公表への対応について

都市環境科学研究科

1 学位論文は、原則、授与された日から1年以内にインターネット公表となります。

文科省省令(24文科高第937号)により、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表することが定められました。これに従い本学においても博士の学位の授与を受けたものは、必ず、インターネット利用による該当論文の全文公表をするものと定めています。

なお、この上記のインターネット利用は当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て 行うものとすると定められており、本学では東京都立大学機関リポジトリ「みやこ鳥 MIYAKO-DORI」(http://www.repository.lib.tmu.ac.jp/dspace/)の利用により行います。

2 著作権処理について

博士論文を公開するにあたっての著作権処理については、公表前に各自で行ってください。学術雑誌に投稿済み、掲載済み、又は図書として出版済みで有るものを博士論文とする場合、公開の可否は出版社との契約次第となります。

雑誌や出版社ごとに、著作権の扱い方は異なるため、投稿規程・著作権規程、著作権に関する許諾契約書、License Agreement の内容をよく確認し、処理を行ってください。

3 インターネット公表に係る提出物及び提出時期について

裏面の【表1】を参照してください。

4 例外として、「やむを得ない事由」がある場合は、学位論文の要約を提出してインターネット公表を保留することができます。

上記1の例外として、その公表にあたり客観的に見て、やむを得ない特別な事由がある場合には本研究科での審議・承認の後、博士論文の要約を提出することにより、全文公表を保留することができます。

※文科省省令(同上)において、例示されているやむを得ない事由とは以下の3つになります。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、 インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にと って明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

また、全文公表を保留した場合において「やむを得ない事由」が解消され次第、解消された旨を本研究科へ所定の様式にて申し出る必要があります。その申し出がなされた後に 当該学位論文をインターネット公表することとなります。

5 その他

インターネットで公開しないことが承認された場合でも、全文の閲覧を希望する者があれば、必ず図書館に収蔵する博士論文(印刷したもの)は閲覧に供されます。その際、図書館に収蔵する博士論文(印刷したもの)において秘匿処理を行う等の閲覧制限が必要な場合は、学術情報基盤センター(図書館)までその処理方法についてご相談ください。

【表1】

手順	時期	全文公表の場合	学位授与時に要約公表を希望する場合	
1	学位申請時	申請時に博士論文のインターネット公表 (大学機関リポジトリ掲載) に関する申出書をその他学位申請に必要な用紙と併せて配布。		
2	合否判定教授会1週間 前まで	該当申出書を当	当教務係へ提出。	
3	教授会当日	教授会にて合否判定と併せ て論文公開を報告。	全文公表を控えるやむを得ない事由につき、合否判定と併せて教授会審議。	
4	学位授与式前日まで	以下の2点を教務係へ提出 1 製本版論文 (1冊) 2 論文全文データ (PDF/A形式)	以下の4点を教務係へ提出。 1 論文要約 (≠要旨) データ	
5	やむを得ない事由が解 消され次第		記載事項変更届にて教授会報 告。	

※学位申請に係る2018年度スケジュールは掲示板等にて学位論文審査日程表を確認してください。